

令和7年7月 真鶴町町営住宅(1DK) 入居者募集のしおり

受付期間

令和7年7月1日(火)～7月31日(木)

※土曜日、日曜日、祝日を除く

受付場所・時間

保険福祉課 福祉係(役場1階)

平日 午前9時～午後5時

※正午～午後1時を除く

〒259-0202 真鶴町岩244-1
真鶴町 保険福祉課 福祉係
電話 0465-68-1131

〈申込みにあたって〉

町営住宅は、住宅に困っている低額所得の方々のために建てられた住宅です。

このため、町営住宅は他の民間住宅とは異なり、入居について、公営住宅法、真鶴町町営住宅条例などにより、世帯の収入基準をはじめさまざまな制限がありますので、この「募集のしおり」を最後までよく読み、申込みをしてください。

目 次

● 注意事項	… 2～4
● 申込資格	… 5～6
● 申込みに必要な書類	… 7～9
● 世帯の月収額の計算方法	… 10～14
● 申込書記入例	… 15～17
● 募集する住宅	… 18
● 募集する住宅の間取り図	… 19
● 募集する住宅の家賃、募集住宅案内図	… 20
● 婚約証明書等	… 21～31

申込みから入居まで

- ・ 申込みと受付 令和7年7月1日（火）～7月31日（木）
※土曜日、日曜日、祝日を除く

〈受付場所〉

役場 1 階 保険福祉課窓口

午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

- ・ 入居者の選考 8月上旬～8月中旬 申込書の審査及び選考
- ・ 入居者の決定 8月中旬 申込者全員に、選考結果を通知します。
- ・ 入居の手続 8月中旬～8月下旬 請書の提出・敷金の納入
- ・ 入居可能日 8月下旬～ 入居可能日から14日以内に入居

注 意 事 項

●申込みにあたっての注意

- 1 申込みは、1世帯につき1通に限ります。
- 2 申込書その他の提出書類等に虚偽のあることが判明した場合は、当選しても失格となります。
- 3 申込書の「入居しようとする家族」の欄に記載されていない方は、入居できません。
ただし、入居申込み後に出生した子は入居できます。
- 4 入居しようとする人の中に住宅等を所有している方があるときは、申し込めません。自家所有者で親族に名義変更する予定での申し込みもできません。
ただし、自家を売却する予定の方、差し押さえ等により自家所有者でなくなる方は申し込めます。この場合は入居手続きの際、所有権移転登記後の登記事項証明書で入居者資格を確認します。
- 5 入居時までには住宅困窮理由がなくなった場合や「入居しようとする家族」に増減が生じ、入居者資格を失った場合は、失格となります。
- 6 町民税、国民健康保険税等を滞納していないこと。
なお、町で町税等の納付状況について調査し、虚偽の申込みが判明した場合は失格となります。
- 7 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

●入居者の選考について

入居申込書やその他の書類を基に入居資格を審査のうえ、「住宅に困っている状況」を総合的に判断し、入居者を決定します。（抽選ではありません）

住宅に困っている状況は、おおよそ次のとおりです。

- ①住宅以外の建物に居住
- ②立ち退き要求の有無
- ③世帯人数に対する住宅の広さ
- ④便所、台所、浴室等の有無
- ⑤居住状況（住宅が狭小のため扶養関係にある者と別居、2親等を超える親族等の世帯と同居など）
- ⑥収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている等

●入居手続について

- 1 入居が決定した場合、家賃の3ヶ月分を敷金として納めていただきます。
- 2 町営住宅への入居にあたっては、連帯保証人1名が必要となります。この際、連帯保証人となる方の印鑑登録証明書、収入を証明する書類及び住民票を提出していただきます。

また、連帯保証人は、入居者と同程度以上の収入がある方で、原則として町内に住所を有する方又は3親等内の親族です。

なお、連帯保証人の責務は、入居者が家賃等を滞納したときや町に損害を与えたとき、その他公営住宅法、町営住宅条例に違反したときに入居者と連帯して町に対する債務を負担していただきます。

ただし、大規模災害による避難者で連帯保証人の連署ができない場合は、連帯保証人を免除できる場合があります。

●入居の時期

入居が決定し手続が完了した方は、入居可能日から14日以内に入居していただく予定です。

●入居後の注意事項

- 1 町営住宅内では、他の居住者との円満な共同生活を妨げるような行為を禁止しています。
- 2 町営住宅内では、犬、猫等の動物を飼うことを禁止しています。
- 3 町営住宅駐車場(有料)は、資格を満たせば使用できます。
ただし、空き区画がある場合には、既存入居者と合わせて募集し、申込多数の場合は町営住宅条例等の規定により使用者を決定します。使用決定者とならなかった場合は、ご自分で民間駐車場を確保してください。
住宅敷地内の指定場所以外は駐車禁止になっています。
- 4 廊下、階段灯、外灯、エレベーター等の電気料金、その他共同施設の維持管理に要する費用（共益費）は入居者負担となります。また、除草や共同部の清掃についても、入居者全員で共同管理をしていただきます。
- 5 町営住宅を退去するときは、経年劣化を除く破損等があった場合、入居者の負担で修繕をしていただきます。
- 6 入居後、毎年収入額の調査があり、それに基づき毎年の家賃を決定します。
- 7 家賃を3か月分以上滞納したときは、直ちに住宅を明け渡していただきます。
- 8 入居してから3年を経過した世帯で、「収入超過者」と認定された場合は、住宅を明け渡す努力義務が生じます。また、5年を経過した世帯で「高額所得者」と認定された場合は住宅を明け渡していただきます。
- 9 入居後、世帯人数が減少した場合は、住戸タイプの違う住宅に移転していただくことがあります。
- 10 原則として入居後1年間は死亡、出生、婚姻以外での世帯員の異動は認めません。
- 11 1、2に該当する行為があれば、住宅を明け渡していただきます。

申 込 資 格

次の1から6までのすべての条件を満たしていなければ申し込むことはできません。

- 1 申込者は成人であること。
- 2 親族（婚約者、内縁関係及びパートナーシップ宣誓制度の登録者を含みます。）と2人以上で入居できること（ただし（注4）の条件を満たす者は単身入居することができます。）。

（注1）婚約者と申込みをする場合には、申込時に婚約証明、入居手続き期限までに婚姻した旨の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書が提出されないと入居できません。

（注2）内縁関係にある者とは戸籍上配偶者がなく、住民票の写しの続柄に「妻（未届）」又は「夫（未届）」とある方です。

（注3）パートナーシップ宣誓制度の登録者については、宣誓書受領証の掲示がないと申込みはできません。

（注4）①令和7年7月以降において60歳以上である方。

②1～4級の身体障害者、1～3級の精神障害者（知的障害者は精神障害者と同程度）

③生活保護受給者・戦傷病者（戦傷病者手帳の交付を受け、特別項症から第6項症までの方又は第1款症の方）・原爆被爆者（原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方）・海外引揚者（海外からの引揚者（5年未満）の方）・厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所等に入所していた方・中国残留邦人等（中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方）・DV被害者（婦人相談所の一時保護、または婦人保護施設の保護が終了した日から起算して5年を経過していない方。配偶者に対し裁判所から接近禁止令又は退去命令が出されてから5年以内の方）

- 3 世帯の月収額が収入の基準に合うこと。

（月収額の計算方法は10～14ページを参照してください。）

原則階層	0～158,000円以下
裁量階層	0～214,000円以下

※裁量階層とは以下の世帯をいいます。

（裁量階層以外の場合は原則階層となります。）

- ・高齢者世帯：申込者が60歳以上であり、同居者のいずれもが18歳未満又は60歳以上の方である世帯。
- ・障害者世帯：1～4級の身体障害者、1～2級の精神障害者（知的障害者は精神障害者と同程度）がいる世帯。
- ・子育て世帯：同居者に小学校就学前の子供がいる世帯。

- ・その他の世帯：生活保護受給者・戦傷病者（戦傷病者手帳の交付を受け、特別項症から第6項症までの方又は第1款症の方）・原爆被爆者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方）・海外引揚者（海外からの引揚者（5年未満）の方）・厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所等に入所していた方

（注1）月収額とは、1年間の総所得金額から控除額を引いた額を、1か月あたりにした金額で、入居する方全員の所得が対象となります。

4 現に、次のいずれかに該当する住宅困窮理由があること。

- ア 住宅以外の建物、場所に居住しているか、危険、有害な住宅に居住している。
- イ 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けているか、適切な住宅がないため親族（婚約者を含む）と同居できない。
- ウ 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成の関係から不適當な居住状態にある。
- エ 家主から正当な理由による立退き要求を受け、適当な立退き先がない。
- オ 収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている。
- カ 上記に掲げる場合のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな状態にある。

5 町民税、国民健康保険税等の滞納をしていないこと。

なお、町で町税等の納付状況について調査し、虚偽の申込みが判明した場合は失格となります。

6 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

申込みに必要な書類

申込みと同時に申込資格(P5・6)の審査を行いますので、次の書類と印鑑を必ず申込み時に持参してください。(特に(1)～(4)は必須書類なので、書類がないと受付できません。ご自身でチェック欄□を利用して確認してください。)

- (1) 町営住宅入居申込書
- (2) 申込世帯全員の住民票の写し
※続柄が記載され、交付日が3か月以内のもの
- (3) 現在お住まいの住宅の家賃額と家賃の納付が確認できるもの
※契約書と直近3ヶ月支払分の家賃領収書又は口座振替の方は預金通帳、銀行振込の方は振込時に発行される利用控えでも可
- (4) 収入を証明する書類
P8の表で、あなたの世帯に該当する証明書等を提出してください。
- (5) 下記に該当する方は、上記の書類のほか、次の必要な証書等を持参してください。
 - ア 妊娠している人がいる世帯・・・母子手帳
 - イ 障がい者のいる世帯・・・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
 - ウ 海外引揚者のいる世帯・・・引揚証明書
 - エ 原爆被爆者のいる世帯・・・被爆者健康手帳、医療を受けている証明
 - オ 戦傷病者のいる世帯・・・戦傷病者手帳
 - カ ハンセン病療養所等の入所者・・・厚生労働大臣が発行する証明書
 - キ 婚約者・・・婚約証明書(P23の用紙を使用)
 - ク 自家所有でなくなる方・・・不動産仲介契約書、競売申立書等の写し
 - ケ 立退きを要求されている方・・・立退要求証明書(P31の用紙を使用)

※ア～カについては、原本で審査します。

原本と提出用の写しをご持参ください。

※書類審査の段階で、上記以外の書類を提出していただくこともあります。

※一度提出された書類はお返ししません。

※必要書類の「令和5年分」とは令和5年1月1日から令和5年12月31日までの期間をいいます。

収入を証明する書類

●給与所得者及び年金所得者

必要書類 内 容	令和6年度 課税証明書	令和5年分の源泉 徴収票または支払 通知書の写し	月別収入 証明書	雇用条件 証明書
現在の勤務先に令和5年1月1日以前に 就職している方	○			
現在の勤務先に令和5年1月2日以後に 就職し、1か月分以上給料を受けている方			○	
現在の勤務先に就職してから、まだ1か月 分の給料を受けていない方				○
国民（老齢）年金、厚生（老齢）年金、 恩給、各種共済年金のみの収入の方	○	○ どちらか		

●事業所得者・日雇賃金所得の方

必要書類 内 容	令和6年度課税証明書	収支明細書
令和5年1月1日以前から引き続き現在まで 同じ日雇い又は事業をしている方	○	
令和5年1月2日以降現在まで同じ日雇い又は 事業をしている方		○

●無職無収入の方

（児童、生徒、家事のみに従事する主婦等で他の方の被扶養者となっている場合は除く。）

	労災保険、休業補償、年金 証書及び支払 通知書の写し	雇用保険受給資格者証 の写し	離職票の写し又は退職 証明書	生活保護受給 証明書	非課税証明書
労災保険、休業補償、遺族 年金、障害年金、傷病手当 金を受けている方	○				
失業中で雇用保険を 受けている方		○			
失業中で雇用保険を 受けていない方			○		
生活保護を受けている方				○	
令和5年1月1日以降収入の全 くない方					○
最近退職し、結婚したばかりで 控除対象配偶者となっていない方		○	○ どちらか		

証明書類の説明（この説明に書いてある書類は全て必要ということではなく、あてはまるものだけが必要です。）

令和6年度課税証明書

令和6年度非課税証明書

令和6年1月1日現在住んでいた自治体の市区町村民税担当課で証明書の交付を受けてください。真鶴町の場合は町役場税務町民課で交付します。

月別収入証明書

この冊子の25ページの用紙を使用し、勤務先で就職した翌月からの収入（税込）の証明を受けてください。

雇用条件証明書

この冊子の27ページの用紙を使用し、勤務先で1か月分の給与予定額についての証明を受けてください。

年金の源泉徴収票・支払通知書の写し

- ・日本年金機構で発行する令和5年分公的年金等の源泉徴収票－ハガキの写し
- ・日本年金機構で発行する年金支払通知書－ハガキの写し
- ・各種共済組合の送金案内書
- ・各種年金証書

雇用保険受給資格者証の写し

公共職業安定所で発行する受給資格者証

離職票の写し・退職証明書

退職した会社で発行するもの

生活保護受給証明書

福祉事務所で発行する生活保護扶助の証明書（受給者の氏名が全て記載されているもの）

労災保険・休業補償の写し

- ・労働基準監督署で発行する労働者災害補償保険休業補償給付支給決定書－ハガキの写し
- ・厚生労働省で発行する災害保険年金等払込通知書－ハガキの写し

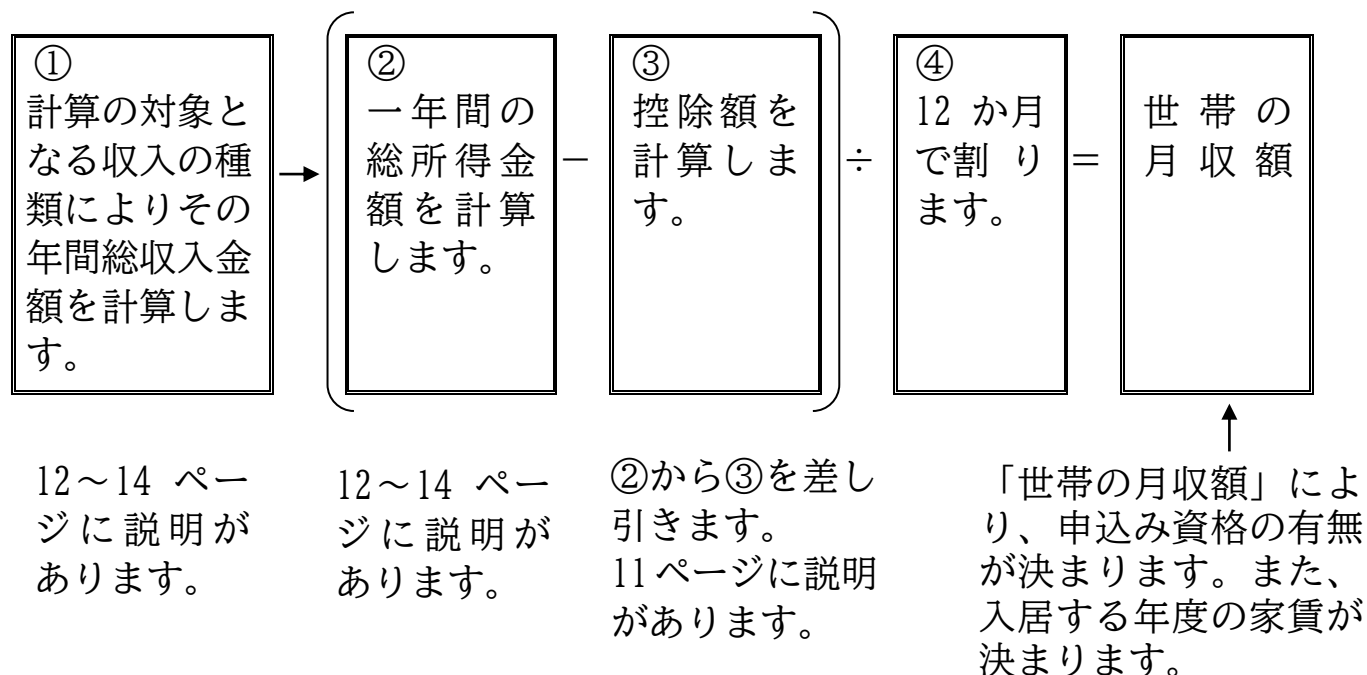
収支明細書

この冊子の29ページの用紙を使用し、該当者又は当該事業者の経理担当が記入してください。

世帯の月収額の計算方法

(月収額の計算は、原則令和5年分の収入状況について行います。)

- ・あなたの世帯の月収額は、まず1年間の総収入金額を計算し、その額を基に、総所得金額を計算して、そこから、あてはまる控除をすべて差し引いた残りの金額を12で割ったものです。
- ・総所得金額の計算方法は、収入の種類（給与か年金か個人の事業等による所得か）、現在の勤務先に勤務し始めた年月日や現在の事業などを始めた年月日によって異なります。



1 計算の対象となる収入の種類

申込者及び同居しようとする人（婚約者を含む）の申込み時に得ている収入で、次に該当するものです。また、退職を予定している方でも、申込み時現在、次の収入のある方は、その収入は計算の対象とします。

- 給与、賞与、残業、その他の手当（アルバイト、パート等の収入も含みます。）
- 国民年金、厚生年金、恩給等（ただし、非課税所得になるものは対象外です。）
- 事業による所得（生命保険等の外交員報酬等も含みます。）
- 日雇等による所得
- その他、利子、配当等継続的な収入で課税対象となるもの。

2 計算の対象とならない収入の種類

- 遺族が受給している恩給及び年金（遺族年金等）
- 生活保護費、児童扶養手当、障害年金、退職一時金、労災保険、雇用保険、休業補償、傷病手当、仕送り、養育費等

3 所得金額の控除について

月収額を計算するときに次の控除対象がある場合は、世帯の所得金額の合計から次の控除額を差し引いてください。1の親族控除は、全ての世帯に該当します。2～5は、該当がある場合に控除をしてください。

区 分		控 除 を 受 け ら れ る 方	控 除 額 (1人につき年間)
1 親 族	同 居 親 族	申込み本人以外の方と一緒に町営住宅へ入居しようとする方 (注) 妊娠中の子は含みません	3 8 万円
	同居しない 扶 養 親 族	町営住宅へ入居しないが所得税法上の扶養親族である方(遠隔地扶養親族) (注) 単に仕送りをしているだけでは扶養親族になっていない場合が多いので注意してください。	
特 別 控 除 対 象 者	2 老人扶養親族・ 老人控除対象配偶者	70歳以上の扶養親族又は控除対象配偶者で、所得金額が38万円以下の方	1 0 万円
	3 特 定 扶 養 親 族	16歳以上23歳未満の扶養親族(妻・婚約者除く)で、所得金額が38万円以下の方	2 5 万円
	4 障害者	(1) 障害者 次の①～⑥のいずれかにあてはまる方 ①身体障害者手帳をもっている方 このうち1級又は2級の方は特別障害者となります。 ②精神に障害のある方で精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳をもっている方。 このうち1級の方は特別障害者となります。 ③児童相談所等で知的障害者と判定を受けた方。 このうち重度の方は特別障害者となります。 ④戦傷病者手帳をもっている方 このうち特別項症から第3項症までの方は特別障害者となります。 ⑤原爆被爆者のうち、その負傷又は疾病が原爆の傷害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けている方は、特別障害者となります。 ⑥その他所得税法上認定されている方	2 7 万円 (2)と重複して控除することはできません。
		(2) 特 別 障害者	4 0 万円 (1)と重複して控除することはできません。
	5 寡婦控除	夫と死別又は離婚した後婚姻をしていない方、あるいは夫の生死が明らかでない一定の方で、次の要件を満たす方(ひとり親に該当する方を除きます。) <夫と離婚した後婚姻をしていない方の場合> ①扶養親族を有すること ②前年の合計所得金額が500万円以下であること。 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。 <夫と死別した後婚姻をしていない方あるいは夫の生死が明らかでない方の場合> ①前年の合計所得金額が500万円以下であること。 ②事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。	2 7 万円 〔所得金額が27万円未満のときはその額〕
	6 ひとり親控除	現に婚姻していない方、あるいは配偶者の生死が明らかでない一定の方で、次の要件を満たす方 ①総所得金額等が48万円以下で、生計を一にする子を有すること。 (他の者の同一生計配偶者または扶養親族とされている者を除く。) ②前年の合計所得金額が500万円以下であること。 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。	3 5 万円 〔所得金額が35万円未満のときはその額〕

(注) 2、3、4、5、6の控除対象者は原則所得税法上認定されている方であることが必要です。

世帯の月収額の計算の手順

I あてはまる収入を確認し、年収または推定年収を計算します。

収入の種類		年収又は推定年収	必要書類	
給与所得	現在の勤務先に令和5年1月1日以前に就職し、引き続き現在(申込み時)まで勤務している方	令和5年中の年間給与収入	令和6年度課税証明書	→①へ
	現在の勤務先に令和5年1月2日以降に就職し、引き続き現在(申込み時)まで1年以上勤務している方	勤務した翌月から1年間の総収入金額	月別収入証明書	→②へ
	現在の勤務先に就職後1年未満の方	$\left(\begin{array}{l} \text{勤務した月の翌月から} \\ \text{令和7年6月までの} \\ \text{総収入(賞与を除く)} \end{array} \right) \div (\text{その間の月数})$ $\times 12 \text{ ヶ月} + (\text{その間に支給された賞与})$		
	現在の勤務先に就職して、まだ1か月分の給料を支給されていない方	雇用条件による月給額×12か月	雇用条件証明書	→②へ
年金所得	令和5年中の年金受給合計額		令和6年度課税証明書または源泉徴収票及び支払通知書の写し	→①または③へ
事業所得	令和5年1月1日以前から現在まで同じ事業をしている方	令和5年中の年間総所得金額	令和6年度課税証明書	→①へ
	令和5年1月2日以降に事業を始め、1年以上経過している方	現在の事業を始めた翌月から1年間の総所得金額	収支明細書	→Aへ
	現在の事業を始めて1か月以上1年未満の方	$\left(\begin{array}{l} \text{現在の事業を始めた} \\ \text{翌月から令和7年6月} \\ \text{までの総所得金額} \end{array} \right) \div (\text{その月数}) \times 12 \text{ ヶ月}$		
	現在の事業を始めて1か月未満の方	事業を始めてから現在までの売上、経費等	収支のわかる書類の写し	→Aへ
日雇所得	令和5年1月1日以前から現在まで継続して日雇をしている方	令和5年中の年間総収入金額	令和6年度課税証明書	→①へ
	令和5年1月2日以降に日雇を始めた方	給与所得にあてはめて計算	月別収入証明書 雇用条件証明書	→②へ

Ⅱ 年収から次の表により所得額を計算します。

① 課税証明書の総所得金額 → A へ

給与の年間総収入金額	給与所得金額
551,000 円未満	0 円とする
551,000 円以上 1,619,000 円未満	年間総収入金額 - 550,000 円 - 最大 10 万円 = 円
1,619,000 円以上 1,620,000 円未満	年間総収入金額 - 10 万円 = 969,000 円とする
1,620,000 円以上 1,622,000 円未満	年間総収入金額 - 10 万円 = 970,000 円とする
1,622,000 円以上 1,624,000 円未満	年間総収入金額 - 10 万円 = 972,000 円とする
1,624,000 円以上 1,628,000 円未満	年間総収入金額 - 10 万円 = 974,000 円とする
1,628,000 円以上 1,804,000 円未満	年間総収入金額 ÷ B × 0.6 + 10 万円 - 10 万円 = 円
1,804,000 円以上 3,604,000 円未満	4000 (1 円未満切捨) B × 0.7 - 8 万円 - 10 万円 = 円
3,604,000 円以上 6,600,000 円未満	× 4000 = B B × 0.8 - 44 万円 - 10 万円 = 円
6,600,000 円以上 8,500,000 円未満	年間総収入金額 × 0.9 - 1,100,000 円 - 10 万円 = 円
※給与所得のほかに年金所得がある方は、算出された給与所得金額から、さらに 10 万円（所得金額調整控除額）を引いてください。	

年金の年間総収入金額	年所得金額
65 歳以上の方	1,100,000 円まで 0 円とする
	1,100,001 円から 3,299,999 円まで 年間総収入金額 - 1,100,000 円 - 10 万円 = 円
	3,300,000 円から 4,099,999 円まで 年間総収入金額 × 0.75 - 275,000 円 - 10 万円 = 円
	4,100,000 円から 7,699,999 円まで 年間総収入金額 × 0.85 - 685,000 円 - 10 万円 = 円
65 歳未満の方	600,000 円まで 0 円とする
	600,001 円から 1,299,999 円まで 年間総収入金額 - 600,000 円 - 10 万円 = 円
	1,300,000 円から 4,099,999 円まで 年間総収入金額 × 0.75 - 275,000 円 - 10 万円 = 円
	4,100,000 円から 7,699,999 円まで 年間総収入金額 × 0.85 - 685,000 円 - 10 万円 = 円

Ⅲ 所得金額から差引く控除額を計算します。

控除の種類	控除の内容及び控除額
1 親族控除	入居しようとする親族(婚約者及び内縁関係にある者を含む。)及び遠隔地扶養親族のうち、申込者本人以外の人 38 万円 × 人数 = 円
2 老人扶養控除	70 歳以上の扶養親族、控除対象配偶者がいるとき
老人控除対象配偶者	100,000 円 × 人数 = 円
3 特定扶養親族控除	扶養親族のうち年齢 16 歳以上 23 歳未満の人 250,000 円 × 人数 = 円
4 障害者控除	障害者がいるとき 270,000 円 × 人数 = 円
特別障害者控除	特別障害者がいるとき 400,000 円 × 人数 = 円
5 寡婦控除	寡婦の場合 (ただし、その所得が 27 万円未満のときは、その額が控除額) 270,000 円 × 人数 = 円
6 ひとり親控除	ひとり親の場合 (ただし、その所得が 35 万円未満のときは、その額が控除額) 350,000 円 × 人数 = 円
控除額合計 円	

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{所得金額} \\ \hline \text{本人及び家族の所得額の合計} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \right) - \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{控除額合計} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{世帯の月収額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

※あなたの世帯の月収額が 158,000 円（裁量階層は 214,000 円）以下の場合に申込みができます。

世帯の月収額の計算例

《例1》給与収入のある方が1人の場合

氏名	続柄	年齢	同居・別居	収入(扶養)
海山 太郎	本人	44		4,432,987
〃 花子	妻	43	同居	太郎の扶養
〃 一郎	子	18	〃	〃
〃 春江	子	15	〃	〃
〃 次男	子	12	〃	〃

親族控除(妻と子3人)
 $380,000 \text{ 円} \times 4 \text{ 人} =$
 特定扶養親族控除(子)
 $250,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 人} =$

控除合計金額

1,520,000 円
 +
 250,000 円

整理後の年収額

年間所得金額

$4,432,987 \text{ 円} \rightarrow 4,432,000 \text{ 円} \times 0.8 - 440,000 \text{ 円} - 10 \text{ 万円} = 3,005,600 \text{ 円}$

年間所得金額 控除金額合計

世帯の月収額

$(3,005,600 \text{ 円} - 1,770,000 \text{ 円}) \div 12 \text{ ヶ月} =$

102,966 円

《例2》給与収入のある方が1人で身体障害者(2級)の方が1人いる場合

氏名	続柄	年齢	同居・別居	収入(扶養)
山川 一男	本人	52		3,232,123 円
〃 春子	妻	50	同居	一男の扶養
〃 秋江	子	15	〃	〃
〃 次男	子	12	〃	〃

親族控除(妻と子2人)
 $380,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 人} =$
 特別障害者控除(子)
 $400,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 人} =$

控除合計金額

1,140,000 円
 +
 400,000 円

整理後の年収額

年間所得金額

$3,232,123 \text{ 円} \rightarrow 3,232,000 \text{ 円} \times 0.7 - 80,000 \text{ 円} - 10 \text{ 万円} = 2,082,400 \text{ 円}$

年間所得金額 控除金額合計

世帯の月収額

$(2,082,400 \text{ 円} - 1,540,000 \text{ 円}) \div 12 \text{ ヶ月} =$

45,200 円

《例3》年金収入のある方が2人で扶養親族が3人いる場合

氏名	続柄	年齢	同居・別居	収入(扶養)
山田 一夫	本人	62		3,457,998 円
〃 夏江	妻	56	同居	一夫の扶養
〃 次男	子	40	〃	〃
鈴木 正夫	義父	78	〃	〃

親族控除(妻と子、義父)
 $380,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 人} =$
 老人扶養控除(義父)
 $100,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 人} =$

控除金額合計

1,140,000 円
 +
 100,000 円

年金収入

年間所得金額合計

・本人 $3,457,998 \text{ 円} \times 0.75 - 275,000 \text{ 円} - 10 \text{ 万円} =$
 ・義父 $1,441,600 \text{ 円} - 1,100,000 \text{ 円} - 10 \text{ 万円} =$

2,218,498 円
 241,600 円

年間所得金額合計 控除金額合計

世帯の月収額

$(2,460,098 \text{ 円} - 1,240,000 \text{ 円}) \div 12 \text{ ヶ月} =$

101,674 円

申 込 書 記 入 例

記入はボールペンまたは万年筆を使用してください。

第 3 号様式(第 3 条関係)

町 営 住 宅 入 居 申 込 書

令和 7 年 7 月 1 日

真 鶴 町 長 様

町営住宅の入居について、次のとおり申込みます。

この申込書に事実と相違する記載のあるときは、申込みを無効とされても異議を申立てません。

また、町県民税、国民健康保険税等、町税及び各使用料の納付状況について、調査することに同意します。

勤務先は
申込時点
での勤務
先を記入
してくだ
さい

→

申込者及
び同居し
ようとし
る人につ
いて全員
記入して
ください

→

該当する
控除額を
記入して
ください。月収
額の計算
方法(P 9
～ 13) を
参考にし
てください

→

申込住宅	長坂住宅 1 D K										
現 住 所	〒259-0202 真鶴町岩 244-1 電話 0465 (68) 1131				ふりがな 氏 名	うみやま はなこ 海山 花子					
勤 務 先	名称	長坂産業 (株)			就職年月日		平成 15 年 4 月 1 日				
	所在地	真鶴町岩 751-1 電話番号 0465(68)1111									
入居しようとする家族	ふ り が な 氏 名	続 柄	生年月日	年 齢	職業等 (学校名)		年間総収入		年間所得金額		
	うみやま はなこ 海山 花子	本 人	昭和 57 年 4 月 2 日	43	会社員		3,020,000		1,934,000		
	うみやま いちろう 海山 一郎	子	平成 19 年 9 月 3 日	17	真鶴高校 2 年 生		0		0		
遠隔地 扶養者	有 無	(氏名)			(続柄)		生年月日		年間所得金額計		
		(住所)					・ ・		(A)		
控 除 額	種 類	親 族	老 扶 老 配	特 定 親 族	障 害	特 障	寡 婦	ひとり 親	1,934,000		
	1 人	38 万	10 万	25 万	27 万	40 万	27 万	35 万	控 除 額 計	世 帯 の 月 収 額	
	金 額	380,000		250,000					350,000	(B) 980,000	((A)-(B))÷12 79,500
備 考											

月収額の
計 算 方 法
(P10~12)
をよく読
んで間違
いのない
よう計 算
してくだ
さい

←

申込書裏面記入例

[illegible]

間取り図記入例

◎現在住んでいる住宅の間取り（居室・台所・浴室・トイレ等の概略を記入）

[illegible]

注) ・1マス(半畳)として記入してください。記入しづらい場合は、部屋の内側の寸法を
・洋室・食堂等と畳数が判断できる場合は、部屋の内側の寸法を、部屋の内側の寸法を
・洋室・食堂等と畳数が判断できる場合は、部屋の内側の寸法を、部屋の内側の寸法を
・洋室・食堂等と畳数が判断できる場合は、部屋の内側の寸法を、部屋の内側の寸法を

募 集 す る 住 宅

長坂住宅 1戸（B－302）

住宅名	住戸 タイプ	募集 戸数	構造	所在地	交通	設備				備考
						駐車場	エレ	フロ	ガス	
長坂住宅	1DK	1	中層耐火 3階建て	岩751-1	真鶴駅からコミュニティバス利用の場合、徒歩の場合いずれも15分位	○	○	○	集P	募集する部屋は3階です。

※内覧をご希望の場合は事前に日程調整が必要です。

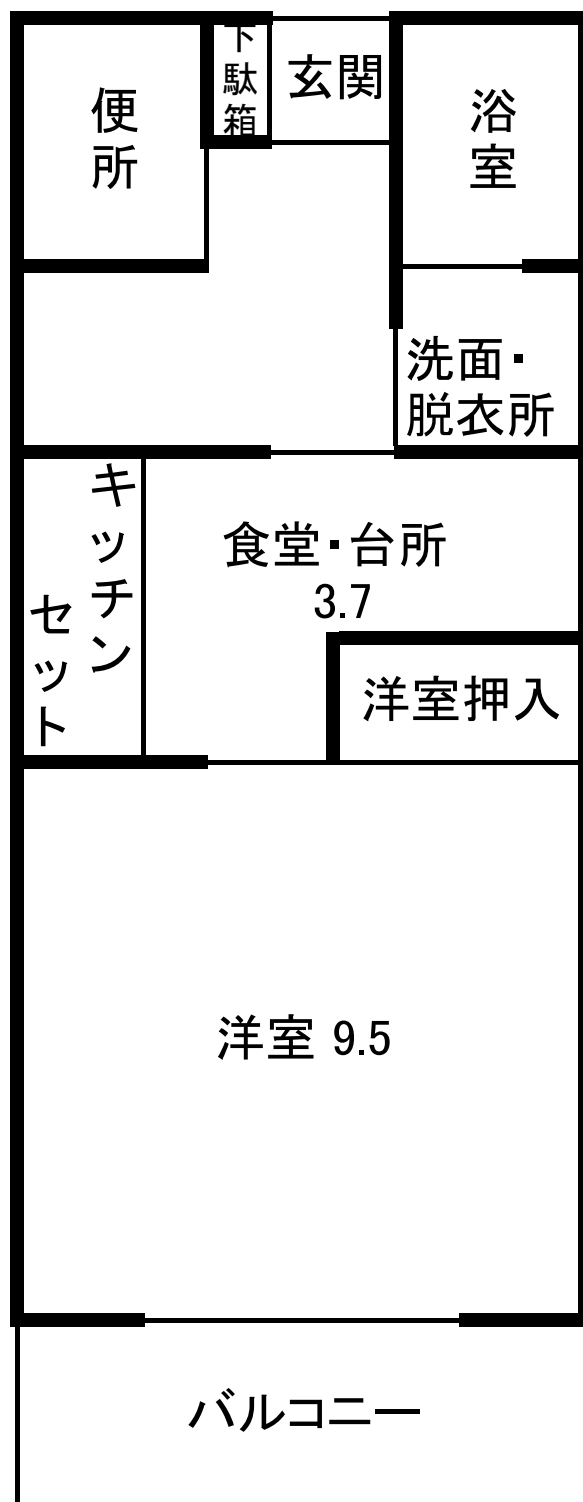
◆設備欄の説明

設 備	区分	内 容	備 考
駐車場	○	設置あり	令和7年7月1日現在、駐車場の空きが1区間あります。 既存入居者と併せて使用者を募集し、申込多数の場合は、町営住宅条例等の規定により使用者を決定します。 使用決定者とならなかった場合は、ご自分で民間駐車場を確保してください。なお、許可できる車の名義は、原則として入居者の名義になっている車に限ります。
エレベーター	○	設置あり	
フロ	○	浴槽・釜あり	
ガス	集P	集中プロパンガス方式	ガス器具は入居者の設置となります。

住宅間取り図

・代表的な間取り図ですから、配置や大きさに違いがある場合があります。

1DK 39.2m²



募集する住宅の家賃一覧表

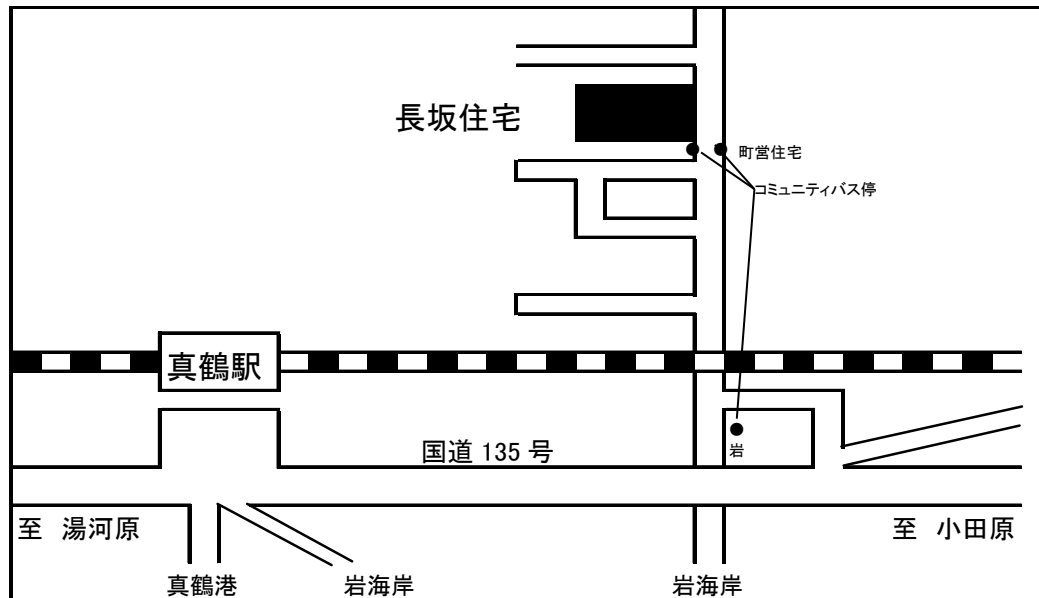
単位(円)

住宅名	型式	原則階層の月収額				裁量階層の月収額	
		0～ 104,000	104,001 ～123,000	123,001 ～139,000	139,001 ～158,000	158,001 ～186,000	186,001 ～214,000
長坂住宅	1DK	15,100	17,400	19,900	22,500	25,700	29,600

(注)・世帯の月収額とは、10～14ページの世帯の月収額の計算方法で求めた金額をいいます。

・家賃の他に共益費の負担が必要になります。(月額 2,900円)

募集住宅案内図



次ページからの書類は、提出に必要な場合切り取ってご使用ください。

● 婚約証明書	・・・23
● 月別収入証明書	・・・25
● 雇用条件証明書	・・・27
● 収支明細書	・・・29
● 立退要求証明書	・・・31

婚 約 証 明 書

令和 年 月 日

真 鶴 町 長 殿

証明者(媒酌人など)

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

電話番号 ()

次のとおり婚約したことを証明いたします。

本 人	住 所	電話 ()
	氏名・年齢	(歳)
婚 約 者	住 所	電話 ()
	氏名・年齢	(歳)
挙式日または婚姻届出予定日		令和 年 月 日予定 (挙式場所)

(注) 媒酌人が2名の場合は、1名の証明で結構です。

月別収入証明書(給与所得者用)

●この証明書が必要な人(給与・アルバイト・パート収入の人)

- ・・・現在の勤務先に、令和5年1月2日以降から勤務し、1か月以上の給与の支払いを受けている方

給与担当者の方へ

- * 勤務した翌月から1年分の支払額を記入してください。
- * 勤務して1年未満の人は、勤務した翌月から現在(令和7年6月)までの支払額を記入してください。
- * 支払額には、通勤手当を除いた支払額(税込)を記入してください。

1 氏名 _____
 2 就職年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 3 職種 _____
 4 扶養人数 _____ 人
 5 月別収入

給 与	年	月	円	年	月	円
	年	月	円	年	月	円
	年	月	円	年	月	円
	年	月	円	年	月	円
	年	月	円	年	月	円
	年	月	円	年	月	円
(給与計)						円
賞 与	年		月			
	年		月			
	(賞与計)					円
給 与 ・ 賞 与 計			円			

上記のとおりであることを証明します。

令和 年 月 日

所 在 地 _____

給与支払者

名称及び

代表者氏名 _____

⑩

電話 () _____

雇用条件証明書

- この証明書が必要な人(給与・アルバイト・パート収入の人)
 ・ ・ ・現在の勤務先に勤務し、1か月分の給与の支払いを受けていない方

給与担当者の方へ

* 通勤手当を除く、1か月分の給与支払予定額(税込)を記入してください。

1 氏名 _____
 2 採用年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 3 職種 _____
 4 扶養人数 _____ 人

給与(①+②)		1か月当り		円
内 訳	給 料 ①	※①②③いずれかに該当するものを記入してください。		
		①月給制	給料	円/月 = ①
		②日給制	給料	円/日 × 1か月平均勤務日数 日 = ①
		③時給制	時給	円/h × 1日平均勤務時間 時間 × 1か月平均勤務日数 日 = ①
	手 当 ②	(	)手当	円
		(	)手当	円
		(	)手当	円

上記のとおり雇用していることを証明します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

給与支払者 所在地 _____
 名称及び _____
 代表者氏名 _____ (印)
 電 話 _____ () _____

収 支 明 細 書

※支出の部には、税法上認められた必要経費の内訳を記入してください。

事業者の氏名		⑩												
事業所得の内訳		(□営業／□農業／□その他の事業)					事業の種類				事業所名			
事業所の所在地							事業所開始		年		月		日	
科 目		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合 計
収入 の部	売上金額													
	その他													
	合計①													
支出等 の部	租税公課													
	損 害 保 険													
	光熱水費													
	交通費													
	通信費													
	修繕費													
	給料・賃金													
	地代・家具													
	借 入 金 利													
	雑費													
	売上原価													
合計②														
差引純益①－②														

立退要求証明書

令和 年 月 日

私は、借家人 に対して、次の理由により現住居の
立退きを要求していることを証明します。

住 所	
氏 名	
電話番号	()

- 1 理 由 自己使用・老朽化による取壊しの必要性、予定時期など家主側の事情をできるだけ詳細に記述してください。

2	契約期間の満了日	令和	年	月	日
3	立退きの通知日	令和	年	月	日
4	立退きの期限日	令和	年	月	日
5	立退き料の支払予定	(あり ・ なし)			

※この項目も必ず記入してください。
(未記入の場合は無効となります。)

- ## 6 備考